

◇利用にあたって

■ 利用上の注意

- (1) 数値の単位未満は、原則として四捨五入しています。したがって、総数と内訳の計とが一致しない場合もあります。
- (2) 統計表中の符号は次のとおりです。
- 「0」…単位未満（四捨五入後）
 - 「-」…該当なし
 - 「△」…マイナス
 - 「X」…秘匿扱いのもの

■ 用語の説明

農林業経営体	<p>農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>(1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業</p> <p>(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>① 露地野菜作付面積</td><td style="text-align: right;">15 a</td></tr> <tr><td>② 施設野菜栽培面積</td><td style="text-align: right;">350 m²</td></tr> <tr><td>③ 果樹栽培面積</td><td style="text-align: right;">10 a</td></tr> <tr><td>④ 露地花き栽培面積</td><td style="text-align: right;">10 a</td></tr> <tr><td>⑤ 施設花き栽培面積</td><td style="text-align: right;">250 m²</td></tr> <tr><td>⑥ 搾乳牛飼養頭数</td><td style="text-align: right;">1 頭</td></tr> <tr><td>⑦ 肥育牛飼養頭数</td><td style="text-align: right;">1 頭</td></tr> <tr><td>⑧ 豚飼養頭数</td><td style="text-align: right;">15 頭</td></tr> <tr><td>⑨ 採卵鶏飼養羽数</td><td style="text-align: right;">150 羽</td></tr> <tr><td>⑩ ブロイラー年間出荷羽数</td><td style="text-align: right;">1,000 羽</td></tr> <tr><td>⑪ その他</td><td style="text-align: right;">調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額（以下「農産物販売金額」という。）50 万円に相当する事業の規模</td></tr> </table> <p>(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3 ha 以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）</p> <p>(4) 農作業の受託の事業</p> <p>(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業</p>	① 露地野菜作付面積	15 a	② 施設野菜栽培面積	350 m ²	③ 果樹栽培面積	10 a	④ 露地花き栽培面積	10 a	⑤ 施設花き栽培面積	250 m ²	⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧ 豚飼養頭数	15 頭	⑨ 採卵鶏飼養羽数	150 羽	⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	⑪ その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額（以下「農産物販売金額」という。）50 万円に相当する事業の規模
① 露地野菜作付面積	15 a																						
② 施設野菜栽培面積	350 m ²																						
③ 果樹栽培面積	10 a																						
④ 露地花き栽培面積	10 a																						
⑤ 施設花き栽培面積	250 m ²																						
⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭																						
⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭																						
⑧ 豚飼養頭数	15 頭																						
⑨ 採卵鶏飼養羽数	150 羽																						
⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																						
⑪ その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額（以下「農産物販売金額」という。）50 万円に相当する事業の規模																						
農業経営体	「農林業経営体」の規定のうち（1）、（2）又は（4）のいずれかに該当する事業を行う者をいう。																						

林業経営体	「農林業経営体」の規定のうち（３）又は（５）のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
法人経営体	「農林業経営体」の規定のうち法人化して事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会社	株式会社、合名・合資会社、合同会社、相互会社が該当する。
各種団体	農業協同組合、農協の連合組織（経済連等）、農業共済組合、農業関係団体、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体をいう。林業公社（第 3 セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人をいい、公益法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
個人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう（一戸一法人は含まない。）。
経営耕地	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自ら所有している耕作（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。 経営耕地＝所有地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地
農家	経営耕地面積が 10 a 以上の農業を行う世帯又は過去 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上の規模の農業を行う世帯をいう。
販売農家	経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が 30 a 未満かつ調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が 1 人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。
第 1 種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第 2 種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
農業従事者	15 歳以上の世帯員のうち、調査期日前 1 年間に自営農業に従事した者をいう。
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前 1 年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前 1 年間にふだん仕事として主に自営農業に従事した者のことをいう。

保有山林	保有山林=所有山林-貸付山林+借入山林
------	---------------------